

入札監理小委員会 第609回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第609回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和2年11月20日（金）14：12～15：26

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 事業評価の審議

○防衛省中央OAネットワーク・システム運用管理役務

（防衛省）

○国立研究開発法人建築研究所共用計算機システム借入及び運用支援業務

（国立研究開発法人建築研究所）

3. 契約変更の報告

○独立行政法人国際協力機構コンピュータシステム運用等業務

（独立行政法人国際協力機構）

4. 閉会

<出席者>

（委員）

井熊主査、小尾専門委員

（防衛省）

整備計画局情報通信課

三品部員

田村部員

大臣官房企画評価課

窪田専門官

（国立研究開発法人建築研究所）

企画部情報・技術課

山浦課長

村松副参事

安藤主事

総務部会計課

佐々木課長

栗原副参事

栗原主査

(独立行政法人国際協力機構)

情報システム室	若杉次長
情報システム室システム第一課	末兼課長
	柏村主任調査役

(事務局)

小原参事官、飯村企画官

○事務局 それでは、ただいまから第609回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、防衛省中央OAネットワーク・システムの運用管理役務の実施状況について、防衛省整備計画局情報通信課、田村部員より御説明をお願いしたいと思います。

○田村部員 防衛省の田村と申します。よろしく申し上げます。

まず、システムの概要を説明させていただいた後、実施状況について説明をさせていただきます。防衛省中央OAネットワーク・システムというのは、防衛省市ヶ谷地区に所在する内局、陸・海・空の幕僚幹部をはじめとして、計8機関が共通して利用するシステムとなります。

端末台数は約7,000台、サーバの台数は約150台のいわゆる府省内LANシステムとなっております。

これらを利用する機関につきましては、防衛省の中核を担う部署となっております、一般的な事務をはじめとして、安全保障に関わる業務を行っております。

ここから先は省OAと略させていただきますが、当該システムの特徴としまして、通常の業務を行っている部内系、インターネットに接続可能な部外系という2つのセグメントに分けた構成となっております。これはセキュリティー上のもので、仮に部内系でウイルス感染が起こったとしても、インターネット上には情報が流出しないような仕組みとなっております。

では、省OAの運用管理役務について実施状況を説明いたします。

1ページ目をお願いします。まず事業の概要ですが、省OAの運用役務は、平成28年度から市場化テストの第1期事業として、官民競争を行っております。

業務内容につきましては、当該役務では利用者からの問合せ対応などを行っているサービスデスク業務をはじめ、障害管理、問題管理、変更管理、ページをめくりまして、リリース管理、構成管理、保全管理、セキュリティー管理及び役務実施報告の業務を行っております。内容ですが、一般的なシステムの運用管理と同様のものとなっております。

契約期間は、平成29年3月1日から令和4年2月28日までの60か月の契約となっております。新日鉄住金ソリューションズ株式会社、現在の日鉄ソリューションズ株式会社が受託しております。

実施状況の評価期間ですが、平成29年3月1日から令和2年2月29日までの3か年となります。

受託業者決定の経緯ですが、入札実施要項に基づきまして、提案書、競争参加資格等に

ついて審査を行いまして、総合評価落札方式によって、新日鉄住金ソリューションズ株式会社が落札者となっております。

ページをめくっていただきまして、3ページ目をお願いします。確保されるサービスの質の達成状況及び評価について説明いたします。本事業におきましては、評価事項としまして、「業務内容」、「稼働率」、「問合せに対する当日中の対応完了率」、「障害管理・システム復旧及び問題管理業務」及び「本業務に係るアンケート調査及びその結果の基準」の5つの測定指標を設定しております。内容につきましては、表に記載のとおりでございますが、年次報告や月次報告等から指標の達成状況を確認しておりますが、いずれの指標も要件を満たしてございまして、サービスの質は確保されている状況となっております。

4ページ目に移りまして、実施経費の状況及び評価について説明させていただきます。

まず第1期の実施経費ですが、こちらは60か月の契約となっております、全体で約10億8,400万円となっております。市場化テスト前の経費と比較するため、1か年相当の金額に換算して計算しますが、年間で約2億1,600万円となります。

次に削減効果になりますが、市場化テスト前の経費については、1か年当たりで換算しますと、約1億8,200万円となります。これらを比べた場合は、1か年当たりで約3,500万円の経費増となります。

この経費増の要因ですが、市場化テスト前からの差異としまして、(3)に記載の①から③が要因であると考えております。まず①ですが、こちらは市場化テスト前には運用役務の業務として行っていなかった業務を新たに運用役務の業務として追加したものになります。②ですが、こちらはシステム利用者が増加してございまして、それに伴い端末台数などが増加したことによる経費の増加と考えております。③ですが、こちらは平成23年から平成28年の間に人件費が上昇したことによる増加と考えております。

5ページ目をお願いします。このため、前述の業務内容の差異を考慮して比較を行うため、第1期事業の経費から、先ほどの①から③に係る経費を控除した額で比較を行います。①から③の増額を考慮した場合、第1期事業の経費は、約1億7,700万円となります。こちらの金額を市場化テスト前の経費と比較しますと、1年当たりで約400万円、約2.4%の削減となります。

次に、4の民間事業者からの改善提案による実施事項につきまして、三点、説明させていただきます。

まず(1)ですが、こちらは省内での計画停電の際に、事前に周知されている建屋やフ

ロアよりも停電の影響範囲が広いことが、運用事業者からの報告によって判明しました。このため、運用事業者から、正確な停電範囲を特定するための調査について提案があったものです。

次に（２）ですが、こちらは人事異動の時期に問合せが非常に殺到していたという状況だったため、運用事業者からFAQの充実や、手続についての事前周知、また電話以外にもメールで受付対応を行うように提案があったものです。

６ページ移りまして、（３）ですが、こちらは端末へのソフトウェアのインストールやセキュリティプログラムの適用に関する変更管理作業について、これまでは手作業で行っていたのですが、バッチ処理の導入について運用事業者から提案があったものです。

これらのように運用事業者から、自主的な改善の提案がなされておりまして、サービスの質の向上や運用業務の効率化が図られております。

実施状況について全体的な評価について説明しますが、本事業は市場化テストの第１期として、平成２９年３月から実施しております。これまで業務に多大な支障を生じるような運用障害は発生しておらず、SLA項目についても基準値を満たしたものとなっております。サービスの質は確保されていたと評価できます。

また、経費においても、市場化テスト実施前との差異を考慮した場合には、約４００万円が削減されております。ただし、本役務の調達につきましては、公告期間を十分に設けたものの、１者応札となってしまいました。

今後の事業について説明いたします。今後の事業としましては、サービスの質は確保されていたものの、１者応札になってしまったということから、幅広く広報を行いまして、応札見込みのある事業者の拡大を図ることについて検討したいと考えています。また、経費についても、さらなる低減について検討し、改善に努めたいと考えております。

最後ではありますが、補足説明させていただきます。

まず、１点目ですが、今まで応札していた事業者が応札しなかったのは、なぜかという御質問をいただいております。当時の状況としましては、全体的に省OAに関する作業スケジュールが遅れておりまして、このため運用役務に関しても、契約を行ってから運用開始までの期間が非常に短いものとなってしまっておりました。このため、事業者から応札に当たっては、社内態勢の構築が難しいと回答いただいたものになります。

２点目は、リモートによる業務を行うことはできないかといった御質問をいただいております。こちらに関しましては、今年度、新型コロナウイルスの対応が発生しておりまし

て、リモートで業務を行ったという経緯はあります。ただし備品の貸出し管理など、省内で行う必要がある作業がありますので、基本的には市ヶ谷で業務を行っている状況となっております。

最後の補足でございますが、応札を辞退した2者が、どういった経緯で来たのかという御質問をいただいております。この応札を辞退した2者につきましては、これまでコンタクトを取ったことのない会社となっております。事前に説明会に来たというものではなくて、公告を出した後に仕様書を取りに来たというのが、この2者になります。

以上となりますが、当方からの説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。続きまして同事業の評価案について、総務省より説明いたします。

○事務局 それでは、資料A-1について、説明させていただきます。

1の事業の概要等は、ただいま、防衛省から説明がありましたので省略します。

IIの1評価の概要ですが、市場化テストを継続することが適当です。競争性の確保において課題が認められることから、総合的に勘案した結果、改善が必要です。

続きまして、2ページ目確保されるべき質の達成状況です。①から⑤まで、5つの項目がありますが、各項目について、確保されるべき達成目標に沿って設定した質の目標を達成していますので、質の確保はされていると判断します。

続きまして、3ページ目の表の最後になりますが、民間事業者からの改善提案についてですが、先ほど、防衛省からも説明がありましたが、3件なされておまして、民間のノウハウが活かされています。

(3)番の実施経費についてですが、従来の経費と今期の実施経費を比較すると19.1%の増になってますが、各事業の市場化テスト前から追加された項目の1から3、それを控除しますと2.4%の経費の削減効果が出ています。

4ページ目(4)評価のまとめです。経費の削減効果については、約400万円の効果が認められ、民間事業者からの改善提案について、繁忙期への対策提案など民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上、事業目的や政策目標の達成に貢献したものと評価できます。業務の実施に当たり、確保されるべき達成目標として設定された質を全て達成していることについては、評価ができます。

最後(5)今後の方針であります。以上述べたとおり、競争性の確保について課題が認められ、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難であります。

このため次期事業において、競争性の確保について検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持・向上及び経費の削減を図っていくことが必要であるものと考えます。

○事務局 それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び評価案について、御質問、御意見のある委員の方は御発言をお願いいたします。

○小尾専門委員 御説明ありがとうございます。先ほど、事前に御質問させていただいた件ですけれども、そういう意味では、ここに書かれている準備期間というのは、落札をしてから実際に業務を始めるまでの間というふうに理解してよろしいですか。

○田村部員 防衛省の田村です。御質問ありがとうございます。御質問のとおりとなります。

○小尾専門委員 そうですか。今はどのくらいだったんですか、これは。具体的な、例えば日数というのは。

○田村部員 1か月間です。

○小尾専門委員 1か月か。そうですか。いろいろちょっと事情があって、今回は1か月というふうになったわけですけれども、次回、1か月ではやっぱりちょっと短いかなというふうに思うので、2か月程度、次回以降は取るというのは、実際には可能ですかね。準備期間というか、入札を少し早めるとかいうふうな措置をすれば、2か月ぐらいの準備期間を取ることが実際にはできる、今後はできそうというふうな認識でよろしいでしょうか。

○田村部員 御指摘のとおり、早めに調達を行うことができれば2か月の引継ぎ期間を確保できるものと考えております。次回の調達ではそのように対応したいと考えておりまして、早めに手続きを進めることを検討しております。

○小尾専門委員 ありがとうございます。それでは次回以降、ぜひそのような形で対応いただければと思います。

私からは以上で、ありがとうございます。

○事務局 井熊主査、お願いします。

○井熊主査 井熊です。これの1つの問題は、やっぱりこのA-3にある中で、この落札者以外で、恐らく予定価格内で入札した人が1人もいないという話なのですが、これをやっている3年間で。やはりその意味では、いかに見積りしやすいか、変にリスクをとって、コストを負ったりすることがないように、情報開示したりとか、それから質問に答える期間を取ったりとか、そういうことが必要なのかなと思います。

あと、この事業というのは見たところ、何か特殊な技術を使っているっていうふうには見えないので、多分、今、小尾先生のほうからも説明がありましたけど、1つの課題としては規模かなという感じはしますよね。端末検査を7,000台という比較的大きなシステムで、それに対する入札の準備をする態勢、見積りを取って人員を確保してというようにところに民間は時間を要するので、十分な情報開示を行って、十分な準備期間を与えて、複数者が十分内容を理解して予定価格内に出せるようにしていただければなど、その辺の工夫をお願いしたいなと思います。

○田村部員 ご指摘ありがとうございます。次回の調達では、十分な期間を設けまして、業者にしっかり意見招請を行うなど、調達手続きを進めていきたいと考えております。

○井熊主査 それでは、今、小尾先生からも次に向けてということもございましたので、本件につきましては、事務局からあるとおり継続とする方向で、取りあえずよろしゅうございますね。

○小尾専門委員 はい。

○井熊主査 それでは事務局におかれましては、本日の審議を踏まえまして、継続とする方向で監理委員会に御報告をお願いしたいと思います。また、防衛省におかれましては、競争入札で、ぜひ次には入札状況が改善されるように御検討を進めていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○田村部員 ありがとうございました。

(防衛省退室)

(国立研究開発法人建築研究所入室)

○事務局 続きまして、国立研究開発法人建築研究所共用計算機システム借入及び運用支援業務の実施状況について、国立研究開発法人建築研究所企画部情報・技術課、山浦課長より御説明をお願いしたいと思います。

○山浦課長 国立研究法人建築研究所の企画部情報・技術課、山浦と申します。それでは実施状況について、説明したいと思います。

業務の概要と業務内容についてから始めたいと思います。

平成28年度より手続を踏みまして、平成29年度から国立研究開発法人建築研究所の共用計算機システム借入業務(1期目)を実施しているということです。業務内容につきましては、大きく2つに分かれておりまして、1つ目が共用計算機システムの賃貸借ということで、これは各ネットワークサーバと、ネットワーク機器及び運用管理サーバからな

るインフラに係わるシステムであり、これらのシステムの賃貸借を行っています。もう1つ目が、共用計算機システムの運用支援及びユーザー支援業務ということになります。こちらは、常駐の専任技術者を1名配置し、当該システム運用の保守及び当所の役職員約150名に対するユーザー支援を行っております。

契約期間ですが、平成29年7月1日から令和4年3月31日までの57か月、4年と9か月になります。

受託事業者としては、東京コンピューターサービス株式会社。

実施状況の評価期間としまして、平成29年7月1日から令和2年7月31日まで。

受託事業者決定の経緯につきましては、1月に広告をし、入札説明会を開催し、説明会には3者の参加がありました。1者から総合評価技術審査申請書の提出がありまして、申請書の中には、提出された借入業務における提案書と競争参加資格等、入札実施要領に記載された入札書を審査した結果、当所が定めた評価項目の要求要件を全て満たしているということを確認し、東京コンピューターサービス株式会社に決定いたしました。

続きまして、確保されるべきサービスの質の達成状況の評価ということで、こちらは当所の評価を説明したいと思います。

まず、業務の内容につきましては、測定指標としまして、業務を適切に実施することということで、これにつきましては、月次報告により、サービスの質の確保を確認しております。

続きまして、質問等の回答率ということで月平均の回答率になりますが、24時間以内の回答率としては、90%以上を測定指標にしていますが、評価としては100%であるということで、サービスの質は確保されています。

ヘルプデスクの利用者アンケート満足度調査、こちらにつきましては、令和2年度に実施しておりまして、回答者数は27名ということで、回答者の平均スコアにつきましては92点ということで、これは、基準スコアは70点以上を維持ということですが、一応、92点という高得点が確保されております。

作業遅延の件数としまして、こちらについてはゼロ件ということで、サービスの質が確保されております。

次に本システム運用上の重大障害件数、あとセキュリティー上の重大障害件数、これらについては、発生していないという状況があります。それについては対応等しておる関係で、サービスの質は確保されていると思われま。

次に実施経費の状況及び評価に移りたいと思います。実施経費としまして、市場化テスト第1期の実施経費がありますが、平成29年7月から令和2年7月までで、年間でいきますと2,648万7,490円ということですが、ただしこれは市場化テスト実施前に比べて、セキュリティー対策の機器等の導入ということで、ネットワークの強化とか、ウェブサーバの暗号化などの対応を入れておりますので、費用としては増加しております。したがって、こちらのほうを修正しまして、市場化テストの実施経費としては、2,286万を年間の費用としております。

次に経費削減効果として、市場化テスト実施前との比較ということで、市場化テスト実施前の経費の計算につきましては、平成23年5月から平成29年6月までということで、年間費用でいきますと、2,363万9,040円ということで、比較としましては、先ほどの実施経費2,286万円より、今回の市場化テスト前の価格、2,363万9,040円にしますと、削減としては77万9,040円ということで、削減率は3.3%の経費減ということになります。評価としては、経費削減の点で効果があったと評価しております。

続きまして、受託業者からの改善提案による改善実施事項等ということの説明をしたいと思います。受託事業者から、主に情報セキュリティー対策強化の観点から随時改善提案がされ、実施されている。

項目としては2項目ありまして、まず1点目は、迷惑メール対策の強化に関する提案を受け、提案に基づくシステムの設定の変更を行った。

2番目としましては、不正メール、不正プログラム、不正な接続先への対策に関する提案を受け、専門技術者が最新のセキュリティー動向を注視し、新たな脆弱性情報や攻撃手法などの情報を収集などし、リスクを把握するとともに、顕在化した場合の対策を事前に検討し、対応しております。また、外部セキュリティー機関からの提供もあるものですから、それについては即日対応とし、ログの確認とかブロックを実施しております。

続きまして、全体的な評価ということで説明いたします。本業務は、システムが長期にわたり正常に稼働できない事態・状況はなく、当該システムが保有するデータの損失や情報漏洩等により、事業に多大な障害が生じるような重大障害は生じておりません。正常稼働率も100%と、基準を満たしております。このように実施要領において設定したサービスの質は確保されており、国立研究開発法人建築研究所共用計算機システム借入業務は、建築研究所における業務を確実に実施するため、本システム利用者の、継続的かつ安全的なサービスの円滑な提供に資するという目的を達成していると評価するものです。

1期目ということですので、事業全体を通した実施状況は以下5項目になります。まず1つ目ですが、事業実施期間中に業務に関する法令違反等はなかった。2番目としましては、建築研究所には監事及び外部有識者で構成され、契約の点検・見直し等を行う契約監視委員会が設置されており、その枠組みの中で、実施状況報告のチェックを受ける体制が整っています。3番目としては、本調達には1者入札でありました。4番、公共サービスの確保されるべき質に関する達成目標を達成しました。5番目としては、経費について、市場化テスト実施前経費と比較して、3.3%の削減効果がありました。

最後になりますが、今後の事業について説明します。本事業については、1者入札ということですが、平成28年度において調達仕様書に関するパブリックコメントを実施し、実施結果を踏まえた仕様書の作業内容の詳細化、及び入札参加者緩和を行い、入札参加者の拡大を図りました。また、入札説明会を実施し競争参加を行いやすくしましたが、結果的に入札者が1者でありました。他方、正常稼働率は100%となっており、システム上の重大な障害はなく、経費削減効果もあつたことから総合的に判断すると、良好な結果を得られています。2022年4月から予定している次期のシステム更新については、民間事業者のさらなる競争性の確保に努めた上で、市場化テストを行うこととしたい。

現在、その対策について検討している事項につきましては2項目で、参加しなかった者へのヒアリングを踏まえ、仕様書の要求要件及び入札参加資格要件を見直す。次に参考見積を2者以上から聴取するとともに、当該民間事業者へ調達メール配信サービスの登録を呼びかけるなど、入札参加事業者の拡大を図るということを検討する予定です。

以上で説明は終わりにしたいと思います。

○事務局 ありがとうございます。続きまして、当事業の評価案について総務省より説明いたします。

○事務局 それでは事務局から、国立研究開発法人建築研究所共用計算機システム借入及び運用支援業の評価について、御説明します。資料B-1を御覧ください。

こちら、事業概要でございますが、ただいま建築研究所から説明がございましたので、割愛いたします。

評価についてですが、結論から申し上げますと、継続が適当であると整理をしております。理由としましては、サービスの質の確保、経費の削減は達成されたものの、競争性の確保という点において課題が認められたためです。

質の確保については、評価案の2ページに記載をしております。こちら、質問の回答率

やヘルプデスク利用者アンケートの満足度調査、作業遅延の件数など設定された項目について、全て基準を満たしております。また、民間事業者から改善提案も行われ、効果があったと考えられます。

続きまして、3ページの実施経費についてですが、経費削減について効果があったものと評価することができます。市場化テスト実施前に比べ、セキュリティー対策機器等の導入により費用が増加しておりますが、そちらの分を考慮して金額を比較すると、3.3%の効果が認められます。

(5) 評価のまとめですが、質の確保、経費の削減について問題はありませんでしたが、競争性の確保という点で課題が認められますので、継続とさせていただきます。今後の方針ですが、課題について検討を加えた上で、引き続き、民間競争入札を実施することにより、民間事業者の総意工夫を活用した公共サービスの質の維持・向上及び経費の削減を図っていく必要があるものと考えます。

事務局からは、以上です。

○事務局 それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び評価案について、御質問、御意見のある委員の方、御発言をお願いいたします。

○小尾専門委員 小尾です。御説明ありがとうございます。それで結構、事業自体が借入とかも含めているので安価であるということで、これ以上、競争性を発揮すると難しいような気がするのですが、常駐の専任技術者を1名以上配置するというふうに条件として入っているんですけど、これは例えばリモートを可にするとか、何かいわゆる常駐というところについて、少し制限を外すみたいなことってというのは、現状できそうなんでしょうか。

○山浦課長 リモートについては、ちょっと検討できるかどうかは、これからということになるかと思います。

○小尾専門委員 常駐じゃないといけないとか、そういう業務的にどうなんですかね。常駐でないと、やはりちょっと困るような業務が多いとか。

○山浦課長 常駐っていう意味では、ネットワークの監視があるかと思います。

○小尾専門委員 リモートでできるかもしれない。そこは検討の余地があるということですね。

○山浦課長 リモートができるシステムになっていない。一応、建研のシステムとしても、結構古い形にもなっておりますので、その辺のリモート化というのは難しいかもしれません。

○小尾専門委員 分かりました。あと今回、説明会には来て、実際には入札しなかった者が2名いて、参加者1名についてヒアリングを実施と書いてあるんですけど、どういうところが課題とかいうようなことは話していましたか。

○山浦課長 その回答については、村松副参事から、回答してもらいます。

○村松副参事 村松です。ヒアリングをした結果は、既存ネットワーク機器が富士通製でありまして、参加しなかった業者は、仕様に記載されている既存のネットワークのトラブル対応等がちょっとできないということが、回答として挙がっています。

○小尾専門委員 分かりました。今までやったことがないような機器が入っているからということですか。

○村松副参事 今、入っているネットワーク自体が、20年前に敷設したFDDIが入ってしまっていて、その専用のルーターが全部富士通製になってしまっていて、そのルーターを見ることができない、部品供給も、もうほとんどないものですから、それが難しいということなんです。

○小尾専門委員 分かりました。そうすると、なかなか応札できるところが少なくなってしまう状況ですね。

○村松副参事 はい。一応、ネットワークのほうも、見直しはかけるようにはしているんですけど、予算的な問題で一気に全部ができないので、残っている部分を、どうしても見てもらうということが必要になってきてしまいます。

○小尾専門委員 分かりました。そうですね。そういう意味では、なかなか難しいかもしれませんが、ネットワークの仕様等をきちんと説明をして、そこに対応できそうな事業者を探していくということ、しないといけなくなってしまうかもしれないので。

○村松副参事 今のところ、そういう状況です。

○小尾専門委員 はい、分かりました。大変かもしれませんが、そこら辺、業者への声かけというのをしっかりとやっていただければと思います。

○村松副参事 はい、分かりました。

○小尾専門委員 私からは、以上です。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。

○井熊主査 井熊です。古いとのお話があったんですけど、事業を実施しているところは、これは富士通じゃないですよ。

○山浦課長 はい。富士通ではなくて、富士通系列にはなります。

- 井熊主査 富士通系列。じゃあ、富士通の子会社か何かなんですか。
- 山浦課長 そこまで細かくは、私のほうも把握できていないのですが、すみません。
- 井熊主査 この東京コンピューターサービスという企業が出ている限り、富士通が出てくることはないんですか。
- 山浦課長 多分そうなると思います。
- 井熊主査 そうすると、平成18年度から平成23年度にいた応札者っていうのは、どういう会社だったんですか。
- 山浦課長 前回も同じ東京コンピューターサービスになります。
- 井熊主査 前々回ですね。富士通が落札者になって、もう一者、応札者がいたわけですよ。
- 山浦課長 はい。確認します。そうですね。前々回は富士通ですね。
- 井熊主査 それで、もう一者いるわけですよ。
- 山浦課長 もう一者。
- 井熊主査 富士通以外に応札者がいたわけですね。
- 山浦課長 はい。
- 井熊主査 東京コンピューターサービスじゃないんですかね。
- 山浦課長 ちょっとそこは、今、調べていますが。
- 井熊主査 前に関心があった人に、もう一回チャレンジしてもらおうとか、そういうある程度、具体的なアプローチっていうのが必要なと思いますし。
- 山浦課長 はい。
- 井熊主査 それからあとは、要するに先ほど、リモートもなかなか難しいような古いシステムであり、かつ富士通製品で固まっているというような形になっていると、このシステムって近い将来、更新するんですか。
- 山浦課長 システムについては、徐々に更新をかけているというような状態です。今、ネットワークのほうも工事を少しずつやっているっていう形にはなっています。
- 井熊主査 そこに、また富士通が入っているんですか。
- 山浦課長 いや、それは入っていないです。
- 井熊主査 徐々にシステムを更新していったら特定の企業が絡むって、ベンダーロックインの典型的な例ですよ。
- 山浦課長 はい。

○井熊主査 そういう意味で、富士通の機器をやってもら、でも運営できるという事業者を探さないと、多分いろいろヒアリングしてもいい結果が出ないかもしれないですね。

○山浦課長 はい。

○井熊主査 その辺、事業者に対する情報も得ながら、民間へのアプローチを行っていったほうがいいかなと思います。いずれにしましても、そういうところも踏まえて、次の競争性確保に向けて御検討していただければと思います。

○山浦課長 はい。

○井熊主査 小尾先生、次に向けて競争性を確保していくという方向で、よろしゅうございますか。

○小尾専門委員 はい。よろしいと思います。

○井熊主査 それでは事務局案どおり、本件につきましては継続ということで、次も競争性確保に向けて御検討いただければと思います。

事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、継続とする方向で監理委員会に御報告をお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

○山浦課長 ありがとうございました。

(国立研究開発法人建築研究所退室)

(独立行政法人国際協力機構入室)

○事務局 続きまして、独立行政法人国際協力機構コンピューターシステム運用等業務について、独立行政法人国際協力機構情報システム室、若杉次長より御説明をお願いしたいと思います。

○若杉次長 独立行政法人国際協力機構情報システム室の次長をしております若杉と申します。本日は弊機構、国際協力機構コンピューターシステム運用等業務契約変更について、私から御説明をするとともに、質疑の内容によっては、本業務、本契約を担当していますシステム第一課の課長の末兼、また担当職員から適宜補足します。よろしく申し上げます。

それでは、委員の皆様におかれましては、本件契約を調達する段階、2015年5月の委員会にて実施要項案の御審議をいただいております、また、本年5月の第581回入札監理小委員会にて、本契約の事業評価について御審議いただいていたと理解しています。ですので、弊機構、JICAの事業内容とシステム面での特殊性、独特のところについては、ごく簡単に説明するにとどめます。

JICAは、日本の政府開発援助、ODAを一元的に行う実施機関であって、国内では麹町と竹橋、市ヶ谷の本部以外に、北海道から沖縄まで15か所の国内拠点、そして海外に、事業の性格上ほとんどが開発途上国にあります。100弱の拠点がございませう。生活環境はもちろぬ、情報通信、IT環境が脆弱な国々が多いと言えませう。

当情報システム室では、専用の情報通信網を国内・海外の全拠点に整備し、本契約により世界中の当機構の業務に携わる、ざつと6,000名のJICAシステム利用者に対して、PCの利用環境から、電子メール、電子掲示板などのコミュニケーションのツールや、ファイルサーバといったインフラ的なサービスのほか、様々な業務システムのサービスを届けております。以前、5月に小委員会でも申しましたが、難しさは、やはり様々な環境や条件にある利用者に、情報セキュリティーを担保しつつ、一定のレベルのサービスを提供するということだと感じております。さらにこのコロナ禍によって、一層、難しい状況になっています。

では早速、資料3によりJICA、国際協力機構コンピューターシステム運用等業務の契約変更について、御報告申し上げます。

まず、1. 現行事業の概要についてですが、冒頭の説明のとおり、(1)の業務によってJICA関係者、約6,000名にメール、コミュニケーションツール、PC利用環境等のITサービスを、本件の契約受託者であるアクセンチュア株式会社を通じて提供しております。

次に(2)契約期間ですが、本契約は平成28年、2016年からの設計準備フェーズを経て、平成29年、2017年6月に運用フェーズの契約が開始されました。その後、終了は令和4年、2022年5月31日となっております。

今般、これから御説明する経緯・背景によって、当初、令和3年、2021年6月からとしていた次期事業の開始時期を1年半程度延期して、令和5年、2023年2月から開始し、本契約、現行契約についても併せて1年半程度、延長することについて、御報告申し上げます。

本議題となる次期事業開始時期の変更経緯についてでございます。去年来、次期事業開始に向けて実施要項(案)の準備と関連する調達に向けての準備を進めておったのですが、これから御説明する外部状況等の変更により、次期IT基盤事業の開始時期を延期せざるを得ない状況に至ったものでございます。

ほかの市場化テストの対象案件でも同様な影響報告が出されたと理解しておりますが、

次期事業開始時期の変更経緯、最初の黒丸については、コロナの影響が非常に大きい状況にある中、特に世界約100か国、そのほとんどが途上国に拠点があるJICAにとっては、まだ収束が見えないコロナへの対応、また昨今、日本国内でもまた感染拡大傾向にある中、ポストコロナ、この資料には記載していませんでしたが、ウイズコロナへの対応、働き方改革にも考慮した業務の在り方、特に在宅勤務への対応が必要であり、その検討と対応が続いておるところです。次期システムIT基盤については、それらの方針等に沿う形で再検討・再構築した上で構築する必要があります。具体的には、コロナ禍を受けた在宅勤務、リモートワークへの対応といった執務環境整備のほか、組織面・事業面の両面においてペーパーレス、デジタル化、それからITのさらなる積極利用、昨今はやりの言葉でいうと、DXへの取組が現在求められている状況になっています。JICAにおいては、本年3月以降、国内外のコロナウイルス感染拡大に伴い、多くの職員等が在宅勤務、具体的には3月以降、国内では出勤者平均5割削減を目標に掲げて、在宅勤務体制を敷いております。

この状況下、JICAの国際協力、途上国支援を中心とした事業を止めずに進めるためには、現行のIT基盤の対応がまず必要です。そこで、まず次期IT基盤の検討を一旦中断し、現行IT基盤において、情報セキュリティーが担保、確保された状況で円滑に在宅勤務を実施できる情報システム及びツールの構築・拡大に集中することとして、IT基盤のクラウド化の先行導入を含めて、現行基盤の拡充等々に努めることとなりました。

なお、クラウド化に関してですが、現在、日本政府もクラウド・バイ・デフォルト原則に沿って、省庁の共通システム、個別運用する中小企業のシステムを稼働させるITのクラウド化を進めていると理解しております。具体的には、セキュリティー対策も含めて、極めて優れていると判断したAWS案ですが、こちらを第二期政府共通プラットフォームの運用が10月に開始されているという状況と認識しております。

以上のコロナにまつわる状況と、次期IT基盤の初期の要件定義から始まる調達フェーズ実施要綱の検討は既に着手していたところなのですが、このIT基盤検討の支援コンサル、具体的な名前はITインフラ基盤技術アドバイザーという契約なのですが、の備上に当たっての入札不調があつて再入札した結果、業務開始が数か月遅延した等も、コロナ対応に加えて次期利用開始時期の延期の一因となっているという状況です。

続きまして、事業実施までの方針として3ですが、以上の状況を踏まえて、本業務の契約終了時から次期事業開始予定時の期間の運用については、運用業務の質の確実な確保を

考慮し、本件受託者との契約変更を行って、次期事業受託事業者の引継ぎ期間も考慮して、履行期限を、約1年6か月延長して継続して運用を委託することを、現在想定しております。

今後のスケジュール案、4番ですが、当初、令和3年、2021年6月の事業開始想定から逆算すると、当初は今年9月に入札監理小委員会にかけてパブリックコメント、12月に入札公告を経て、令和3年、2021年3月に落札業者を決定、契約との段取りとなっていたのですが、コロナ下での現行IT基盤システムの対応状況、そして次期IT基盤の在り方の根本的な見直しが発生している中、スケジュールを後ろ倒しせざるを得ないと結論に至っております。具体的には来年、令和3年12月に入札監理小委員会に諮ることを皮切りに、令和4年5月の入札公告、令和5年1月の落札者決定・契約を予定しております。

今後は次期IT基盤の要件定義を再開していきますが、詳細なスケジュールは、同要件定義の中で確定していきたいと考えております。なお、現在の線表、予定は従来のスケジュール感で引いたものですが、先に説明させていただいたとおりコロナ対応、リモートワーク環境整備の1つとして、基盤のクラウド化を一部先行対応しております。現在、次期IT基盤のサーバ類の構築に関する期間が大幅に短縮されること、構築期間・準備期間が圧縮されることも予想され、実際には前倒しできる可能性もあるのではないかと現時点では期待しております。

駆け足となりますが、JICAからの御報告は以上になります。

○事務局 ありがとうございます。ただいま、御説明いただきました。御質問等のある委員の方は、御発言をお願いいたします。

○小尾専門委員 御説明ありがとうございます。1点確認したいんですけども、1点目は、現在もコロナ対応があるので、リモートワーク等の整備を進めているというお話だったのですが、JICAのシステムは、いわゆる世界各国から使うようなシステムになっている、もともとそういうシステムになっているような気がするのです。そうするとリモートワーク対応って、そんなに難しくないような気がするんですけども、その点が何か特別なものがあるのかということと、もう1点、今お話にあったように、一部IT基盤のクラウド化を先行的に進めているというお話があって、これはいいことだとは思いますが、一方で下手をすると、その後に検討する次期のIT基盤というものが、先行的に入れたものに引きずられてしまって、先行業者しか次期IT基盤を構築できないみたいなこ

とになると困るんですけども、そこら辺の分離の方法っていうか、分離の考え方みたいなものももしあれば教えていただければと思います。

○若杉次長 ありがとうございます。リモート対応はそんなに難しくないというような御指摘なのですが、今はもう一部クラウド化を入れているのですが、これまでのJICAのシステムは、日本国内のデータセンターにメールサーバですとか、ファイルサーバ、全てオンプレ上に置いてあった状況です。他方、在外のみならず国内もそうなのですが、在宅勤務で対応するとすると、全て国内のオンプレの環境に行くと、みんなが非常に非効率、通信状況もまちまちですので、それは望ましくないというか、環境的に対応できなかったということで、まずはクラウド化が必要でした。先行的にコミュニケーションツールとしてTeamsの導入等を進めて、最低限のコミュニケーションのラインを設けたというのが現状でございます。

あと、IT基盤の対応は、先行に導入した業者が有利ではないかということなのですが、現行入れているクラウドという性質上、今、マイクロソフトのクラウド環境を使っているのですが、汎用品でもあるため、特に運用について、現行業者でないとマイクロソフト製品の運用を通じたクラウド環境、コミュニケーションとかメールですとか、そういったツールを提供できないというものではないという理解しております。

○小尾専門委員 分かりました。そういう意味では現在入れているものは、どちらかというと市販製品に近いものなので、そのサポートができれば、特に競争性が落ちるわけではないという意味ですか。

○若杉次長 そのとおりであります。

○小尾専門委員 ありがとうございます。

私からは、以上です。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。

○井熊主査 井熊です。これは契約の延長自体は、こういういろんな状況があるので、やむを得ないんじゃないかなと思うのですが、その間、現行契約を継続するわけですね。

○若杉次長 はい、そのとおりです。

○井熊主査 それでここには、そのときにクラウド化であるとか、在宅勤務のためのシステムの強化っていうのは、現行契約者が追加でやるということになるんですか。

○若杉次長 はい。やはり現行のメール環境、オンプレのメール環境との親和性というか、もうそのものをクラウドに持っていくという立てつけでございますので、現行のIT基盤

業者との契約を延長するのが一番望ましいと考えております。

○井熊主査 現行の事業者の人が、次の入札が延びるわけだから、現行の業務内容を延長するっていうのはいいと思うのですが、ほかにクラウド化とか在宅勤務のために何らかの強化を図るとすると、随意契約で追加業務をオンする形になりますよね。

○若杉次長 追加というよりも、我々は現行 I T 基盤の拡充という言葉を使っております。というのは、もちろんリモートワーク環境になったので、アクセスするためにはクラウドを利用するというのもあるのですが、引き続きオンプレに残っている業務間のシステム、業務系のシステムがございまして、そちらのアクセスも必要である、強化も必要であるということで、VPN回線の強化、システムの強化だとかも含めて、一体でリモートワーク環境の対応をできるのは、現行業者しかいないという判断でございます。

○井熊主査 その現行業者しかいないので、追加的な業務に関しても随意契約で現行業者にオンするっていう、そういう説明ですか。

○若杉次長 現行の I T 基盤の拡充という観点で現行業者への追加業務として実施しております。

○井熊主査 現行業者にやってもらうということですね。

○若杉次長 はい。

○井熊主査 分かりました。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。では、井熊主査、よろしく申し上げます。

○井熊主査 この議論というのは、次期事業開始時期の変更についてのみ、ここで議論すればいいということですね。現行業者に対するシステムの業務を、一部追加するわけですよ。その追加業務の是非に関しては、今ここでいいとか悪いとかっていう話をする事なのですか。これは事務局に聞いているんですけど。延長に対する審議ですよ。

○事務局 事務局としては現行契約の延長ということで、そしてまた次期事業の事業開始時期を変更するというので、2つの観点で見ているのですが。

○若杉次長 J I C A のほうから補足というか理解を申し伝えますと、まずこちらのペーパー、資料3にあるとおりに、事業の変更経緯の2番目の段落にあるとおりに、まずは次期事業開始時期を1年半程度延期したいということで、報告となります。この経緯の中で、次期事業までの方針として、現行契約も延長せざるを得ないという立てつけと理解しております。

○柏村主任調査役 申し訳ありません。国際協力機構情報システム室システム第一課の柏

村といいます。追加で補足させていただきますが、事務局からいただいたのは、あくまで公共サービス基本方針別表に載っております、次期の予定期間を大幅に変更すること、及び同変更に伴う現行事業期間の延長に関し、その理由について説明するための小委員会ということで伺っておりますので、次期事業開始時期の後ろ倒し及び現行事業期間延長ということ以外についての質疑については、この委員会は含まれていないのではないかと理解しております。

○井熊主査 今の説明でよろしいですか、事務局。でもこの資料3に書いてあるのは、次期事業開始時期の変更についてとしか書いていないんですね。

○飯村企画官 事務局でございます。当初は現契約の内容については変更がなく、追加の部分は別契約で行うのではないかという認識の下で、次期事業の開始時期のみの変更と思っておりましたが、本日ヒアリングをさせていただいた説明を踏まえると、現契約の内容の拡充ということにもなりそうですので、もう少し後で精査させていただきます。

○井熊主査 現契約期間の延長と、次期事業開始の両方のことについて、今いいかどうかでここで言わないといけないってことですね。

○飯村企画官 そうですね。両方ではないかと思えます。

○井熊主査 小尾先生、今、契約の延長というような話を聞いて、私はやむを得ないのかなと思えますが。

○小尾専門委員 契約の変更ですよ。

○井熊主査 追加的な事業内容の拡充の部分について、今日の資料だけでは、ちょっとその辺は分からないですよ。

○小尾専門委員 はい。そうですね。基本的にはもう変更しているわけですし、致し方ない部分はあるかなとは思いますが、追加的な事業内容の仕様上は、これはちょっと分かるようにしないと。

○井熊主査 今、クラウド化に向けた契約、現事業者のクラウド化に向けた作業ってもう入られているんですか。

○若杉次長 はい。クラウド化に向けた作業は、今のところは別契約として入っております。

○井熊主査 それではちょっと私のほうからの提案として、契約時期の変更については、今日のお話でいいとして、現契約の内容を変更していることについては、後日、御報告いただくという形でいかがでしょうか。

○柏村主任調査役 再び申し訳ありません。国際協力機構の柏村と申しますが、クラウド化及び拡充による現行契約の内容について変更はしてございません。契約内容について、コンピューターシステム運用等契約という現行契約についての契約内容は、変更してございません。別契約で、特命随意契約で追加しているという状況です。

○井熊主査 それは特命随意契約のところですね。そこを、こういうことを随意契約していると。

○柏村主任調査役 はい。小委員会の対象になっているのは、「公共サービス基本方針 別表」に記載されている「コンピューターシステム運用等契約」ですので、それ以外の契約に関して、この委員会で説明するという事は、率直に申し上げて法的根拠がないかなというふうに私は考えます。

○井熊主査 はい。事務局は、そういう理解でよろしいですか。

○飯村企画官 実施府省と追ってまた御相談させていただきまして、その結果を改めて委員の皆様にご報告させていただければと思っております。申し訳ありません。

○井熊主査 はい。分かりました。この資料3にある次期事業の開始時期の変更についてはこれで了解し、そのほかの取扱いについては、事務局と、それから国際協力機構のほうで再度協議していただくという、そういう結論でよろしいですね。

○飯村企画官 はい。

○若杉次長 我々も契約変更があるたびに、事務局のほうには報告しておりますので、そのラインで契約延長のほうも報告させていただければと考えておったのですが、またやり方については、事務局のほうとも相談したいと考えております。

○井熊主査 はい。そういう形でお進めいただきたいと思いますので、事務局はそれに従いまして協議をしていただきまして、御報告いただければと思います。よろしいでしょうか。小尾先生、よろしいですか。

○小尾専門委員 はい。

○若杉次長 ありがとうございます。

○井熊主査 では、本日はありがとうございました。

○若杉次長 ありがとうございました。

(独立行政法人国際協力機構退室)

— 了 —